令和6年度さいたま市障害者優先調達推進方針

1 目的

本方針は、平成25年4月1日に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

本方針は、本市全ての機関が直接又は委託事業者若しくは指定管理者を通じて 発注する物品又は役務(以下「物品等」という)の調達に適用する。

3 優先調達対象者

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく 事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所(A型・B型)
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設)
 - オ 地域活動支援センター
 - カー小規模作業所
- (2) 障害者多数雇用企業
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所(①~③の全てを満たすもの)
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅 就業障害者)
 - イ 在宅障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅支援団体)

4 対象品目

本市が障害者就労施設等から調達する物品等は、主に以下のものがある。なお、以下に記載のないものであっても、調達が可能なものであれば対象とする。

(1) 物品

- ア 食品類 (パン、焼き菓子、ケーキ、弁当等)
- イ 縫製品等(ふきん、タオル、ハンカチ、小物製品等)
- ウ 紙製品等(はがき、封筒、メモ帳、名刺等)
- エ 生活雑貨・小物雑貨(リサイクル石鹸、タンブラー等)
- オ 布プリント製品(のぼり旗、エコバッグ等)
- カ 農作物等(花苗、野菜苗、たい肥等)

(2) 役務

- ア 軽作業(シール貼り、袋詰め、包装、チラシ折込等)
- イ 印刷物作成(チラシ、リーフレット等)
- ウ 資源回収、分別作業(空き缶・ビン等)
- エ 施設等の清掃、除草作業
- オ 備品等清掃(椅子・ソファ、カーテン、シーツ等)
- カ 文書管理(ポスティング、郵便物封入封緘、会議録テープ起こし等)

5 調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達を計画的に推進するため、本年度の調達 目標を240件とする。

6 調達推進の実施

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 発注所管課は、障害者就労施設等が提供することができる物品等を確認の 上、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案し、予算の適正な執行 に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達を優先的かつ積極的に行い、受 注機会の拡大に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等から物品等の調達を円滑に実施できるよう、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく特定随意契約対象者名簿を整備するとともに、障害者就労施設等が受注可能な物品等について、当該施設等からの情報を提供する。発注所管課は特定随意契約等を活用し、障害者就労施設等からの調達を直接依頼するものとする。
- (4) 物品等の発注に際しては、可能な限り計画的に実施するよう努めるとともに、調達先に配慮した納期又は履行期間の設定に努めるものとする。
- (5) 市が行うイベント、キャンペーン等にあっては、啓発用物品や記念品等について、障害者就労施設等への発注を十分に検討するものとする。

7 品質の向上等に関する支援

障害者就労施設等における製品開発、物品等の品質の向上等を図るための支援 を行う。

- (1) 授産支援アドバイザーの派遣
- (2) 自主製品見本市の開催
- (3) サデコMONOがたり(自主製品ネットショップ)の運営に対する支援
- (4) 授産活動支援講座の開催

8 調達実績の公表

本方針に基づく物品等の調達について、当該年度終了後、実績の概要を取りまとめ、本市ホームページにより速やかに公表する。

9 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当は、福祉局障害福祉部障害福祉課とする。また、障害者就 労施設等との間の物品等の調達の調整及び情報提供、障害者就労施設等への支援 の担当は、福祉局障害福祉部障害者総合支援センターとする。

10 障害者雇用促進企業の活用

障害者の就業を促進するための取り組みとして別に実施している、「障害者雇用促進企業」に対しては、本方針に定める障害者就労施設等からの調達と併せて 積極的に活用し、公共調達への参加機会の拡大を図るものとする。

11 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本 方針の見直しを行うものとする。

12 施行期日

本方針は、令和6年4月24日から施行する。